

## 第5節 精神保健医療対策

### 【現状と課題】

#### 現 状

##### 1 精神疾患の現状

精神障害者保健福祉手帳交付数は 3,907 人で、この5年間増加傾向にあります。(表 2-5-1)

国際疾病分類第 10 版 (ICD-10) による統合失調症の患者数は 3,745 人、気分(感情)障害の患者数は 5,587 人で、増加の傾向にあります。

また、認知症の患者数は 469 人で、増加しています。(表 2-5-2)

当医療圏内の自殺者数は平成 23 年は 143 人で、ここ数年の推移は表のとおりです。(表 2-5-3)

##### 2 予防・精神科医へのアクセス

平成 23 年度に医療圏内の保健所及び市町村が実施した精神保健福祉相談及び訪問指導の被指導実人員は 2,012 人で、増加の傾向にあり、中でも訪問指導が増加しています。(表 2-5-4)

本県では「あいちこころほっとライン 365」を設置し、毎日相談員が電話相談を受けており、平成 24 年度の相談件数の実績は 6,497 件です。

愛知県春日井・小牧地域産業保健センター及び愛知県尾張北部地域産業保健センターにおいては、労働者数 50 人未満の事業場の労働者等を対象として、専門の医師がメンタル相談を実施しています。

保健所はメンタルヘルス相談を実施するとともに、管内市町が相談を受けるための技術的な支援を行っています。

一般医と精神科医が連携し、うつ病等が疑われる患者を遅滞なく専門医につなげていく患者紹介システム(G-Pネット)が平成 23 年 10 月から稼動していますが、当医療圏では 9 か所の医療機関が参加しています。(表 2-5-5)

かかりつけ医等の精神疾患対応力の向上のための研修に参加した医療機関は 9 施設あります。(24 年度実績)

認知症の早期発見や日常的な診療や家族への助言を行うためにかかりつけ医に実施している「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を修了した医師は 82 名います。また、かかりつけ医の認知症対応力の向上等を図るための「認知症サポート医養成研修」を修了した医師は 11 名います。(平成 25 年 3 月 1 日現在。愛知県医師会ホームページ)(表 9-4)

#### 課 題

G-Pネットに参加している一般診療所、精神科診療所が少ないことから、今後、このシステムへ参加する医療機関を増やしていく必要があります。

### 3 治療・回復・社会復帰

精神科を標榜する医療機関は、9病院と27診療所があります。また、病院の精神病床数は

1,154床あります。（平成25年4月1日現在）。

精神障害者及びその家族からの電話による緊急な医療相談に対応するため、平成15年6月から愛知県精神科救急情報センターを開設しており、24時間365日対応をしています。

休日・夜間の精神科救急医療体制については、県内3ブロックの輪番制と城山病院の後方支援により運用しており、当医療圏内は尾張Aブロックに属し4病院が参加しています。ただし、当医療圏内には応急入院指定病院はありません。

2次、3次救急9病院のうち精神科を有するのは3病院ですが、重篤な身体疾患を合併する精神患者は、2次、3次救急病院で受入れ、身体の救急治療後も当該病院内で対応しています。また、精神病床を有する病院で身体合併症患者を治療する場合は、地域の総合病院等で対応しております。

精神科医療機関においては、主に外来医療や入院医療が行われていますが、精神科訪問看護を実施している医療機関数は平成23年9月現在で3施設です。（表2-5-6）

精神疾患が疑われるが未受診である者や受療中断者等に対する支援として、多職種によりアプローチを行うアウトリーチ（訪問支援）推進事業が設けられていますが、愛知県での実績はありません。

保健所は、相談を受け治療に結びついた方が退院する際には医療機関と連絡をとりあい、必要な場合には地域における生活支援につなげる役割があります。

児童・思春期精神については、あいち小児保健医療総合センター、心身障害者コロニー及び県立城山病院において一部対応しているほか、東尾張病院に専門治療病棟12床が整備されています。

アルコール依存症の治療について、圏域内で重度アルコール依存症入院医療管理加算届出施設は1病院となっています。（平成24年12月1日現在）

認知症について、県内には、認知症の専門相談や鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターとして、7か所整備されておりますが、圏域内にはまだ整備されていません。

精神障害者の地域生活や社会生活を支えるために各医療機関は相談支援や訪問看護、デイケアを実施する他、行政機関や障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携を図っています。

精神障害者の職業生活上の支援は、障害者就

当番制が敷かれていない日中の時間帯においても緊急に受診が必要な場合にスムーズに受診できるようなシステムが必要です。

アルコール依存症に適切に対応するための体制の充実を図る必要があります。

地域生活を支えるための基盤整備を行う

業・生活支援センターが中心となって実施しています。ハローワークや民間企業、就労支援事業所や相談支援事業所などと連携を図り、就労と生活の両面からの支援を行っています。

必要があります。

### 【今後の方策】

#### 1 予防・アクセス

G-Pネットについて、一層の周知を図るとともに参加する医療機関を増やしていきます。

#### 2 治療・回復・社会復帰

圏域内の評価指標（データ）を整備し、取組み目標を明確にします。

今後も精神科病院や関係行政機関、関係団体との連携に努めます。

表2-5-1 精神障害保健福祉手帳交付者数 (単位：件)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
春日井保健所管内	1,686	1,850	2,054	2,200	2,398
江南保健所管内	992	1,137	1,258	1,386	1,509
合計	2,678	2,987	3,312	3,586	3,907

資料：健康福祉部

表2-5-2 精神疾患別把握数

#### < 統合失調症 >

(単位：人)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
春日井保健所管内	1,714	1,912	2,000	2,139	2,206
江南保健所管内	1,294	1,354	1,444	1,505	1,539
合計	3,008	3,266	3,444	3,644	3,745

#### < 気分障害 >

(単位：人)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
春日井保健所管内	2,329	2,722	2,951	3,329	3,486
江南保健所管内	1,509	1,661	1,870	2,026	2,101
合計	3,838	4,383	4,821	5,355	5,587

#### < 認知症 >

(単位：人)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
春日井保健所管内	131	163	181	228	278
江南保健所管内	86	104	133	164	191
合計	217	267	314	392	469

資料：保健所事業概要

表2-5-3 自殺者数・率の推移 (単位：人)

	平成19年	20年	21年	22年	23年

尾張北部	137 (18.8)	135 (18.5)	181 (24.7)	186 (25.5)	143 (19.6)
愛知県	1,415 (21.0)	1,441 (21.0)	1,512 (21.9)	1,434 (21.2)	1,481 (22.0)

資料：愛知県衛生年報  
 ( )内は、人口10万対死亡率

表2-5-4 精神保健福祉相談等の被指導者数 (単位：人)

	相談・デイケア・訪問指導							電話相談
	実人員	(再掲)相談		(再掲)デイ・ケア		(再掲)訪問指導		延人員
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
平成21年度	1,873	1,654	3,731	39	126	182	528	4,309
平成22年度	1,991	1,778	4,152	22	63	197	735	4,800
平成23年度	2,012	1,765	3,693	24	68	249	664	4,557

資料：地域保健・健康増進事業報告

表2-5-5 G-Pネット参加医療機関数 (平成24年10月)

	春日井市	小牧市	犬山市	江南市	大口町	合計
参加医療機関数	3	1	1	3	1	9

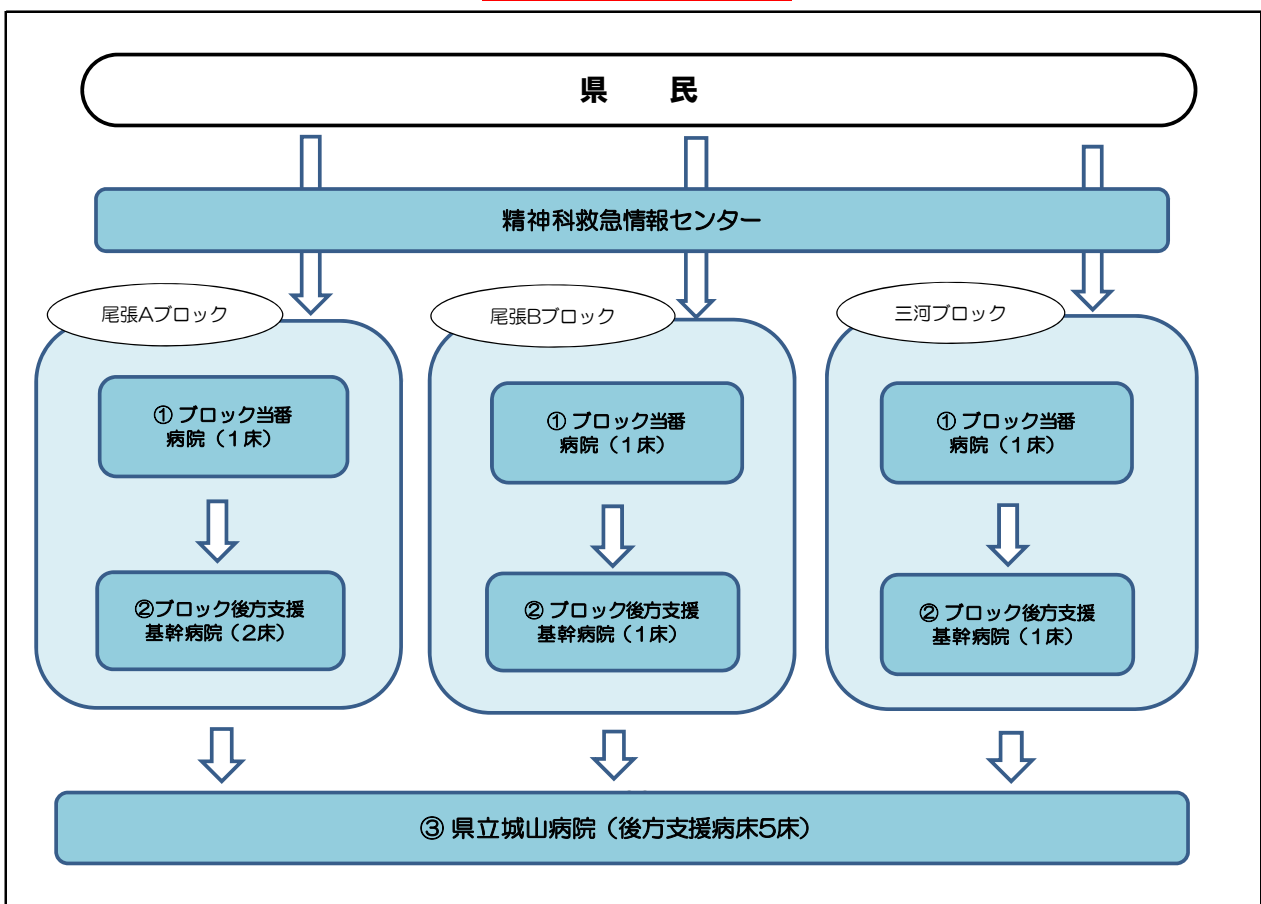
資料：健康福祉部  
 : 岩倉市、扶桑町は参加医療機関がありません。

表2-5-6 精神科在宅患者訪問看護・指導施設数等

	病院		診療所	
	実施施設数	実施件数	実施施設数	実施件数
平成20年	2	17	0	0
平成23年	2	340	1	2

資料：医療施設静態調査  
 注：各年9月中の実績

<精神科救急の体系図>



**【体系図の説明】**

県内を3ブロックに分け、ブロックごとの輪番制による当番病院と後方支援基幹病院で対応します。

各ブロックの輪番制の当番病院は空床ベッドを1床確保し、入院の必要がある患者を受け入れます。

ブロック内で2人目の患者の入院が必要な場合は、後方支援基幹病院に患者を移送します。

後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合は、県立城山病院に患者を移送します。

ブロック後方支援基幹病院は、当番病院から移送された救急患者を受け入れます。

県立城山病院は、各ブロックにおいて当番病院及び後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合に受け入れます。

**具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。**